（その１）

収支報告書

令和7 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　たいらまさきこうえんかい

1 政治団体の名称　平まさき後援会

2 主たる事務所の所在地　奈良県奈良市大宮町６－６－１
新大宮駅前ビル５０２号室

3 代表者の氏名　平　　将生

4 会計責任者の氏名　平　　将生

事務担当者の氏名

平　　将生

（電話）　090-5988-8028

（電話）

（電話）



政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☑ 有
☐ 無
公職の種類　参議院議員
（現職・候補者の別）　（候補者等）
資金管理団体の届出をした者の氏名　平　　将生

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の候補者の氏名等　平　　将生
公職の種類等　参議院議員
（現職・候補者の別）　（候補者等）
公職の候補者の氏名等（２人目）
公職の種類等
（現職・候補者の別）
公職の候補者の氏名等（３人目）
公職の種類等
（現職・候補者の別）

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	5,516,483
（前年からの繰越額）	61,387
（本年の収入額）	5,455,096
支　出　総　額	2,264,107
翌年への繰越額	3,252,376

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	5,455,096	
（うち特定寄附）	225,315	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	5,455,096	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	5,455,096	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)		職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
				都道府県、郡及び市区町村	町又は字以降		
1	帆足　孝也	10,000	R7/1/1	兵庫県芦屋市	三条南町8-15	医師	
2	柳　裕啓	1,500,000	R7/1/6	兵庫県神戸市灘区	住吉山手5-5-1 御影クラシコ406	会社役員	
3	山内　孝	100,000	R7/1/10	奈良県香芝市	関屋北5-2-12	医師	
4	赤澤　康裕	30,000	R7/1/13	大阪府豊中市	緑丘1丁目27-1-A302	医師	
5	入濱西　毅	30,000	R7/1/14	大阪府豊中市	東豊中町6丁目8－16	医師	
6	渡邊　祐介	100,000	R7/1/16	北海道札幌市中央区	大通西28丁目1-18-301	医師	
7	宮川　繁	30,000	R7/1/20	大阪府豊中市	緑丘3－15－16	医師	
8	三島　敏宏	10,000	R7/1/22	大阪府大阪市淀川区	宮原3－4－40	金融	
9	沖田　南都子	50,000	R7/1/25	東京都中央区	佃2-1-2-1515	医師	
10	白木　大輔	300,000	R7/1/28	岐阜県岐阜市	河渡5-98-1	会社員	
11	米田　智明	50,000	R7/2/21	大阪府大阪市北区	中之島3-5-11-906	会社役員	
12	秋山　綾子	50,000	R7/3/19	岐阜県可児市	虹ヶ丘２丁目20番地	主婦	
13	大北　真哉	50,000	R7/3/20	香川県高松市	上福岡町942－1	医師	
14	柳　知津	1,500,000	R7/4/8	兵庫県神戸市灘区	住吉山手5-5-1 御影クラシコ406	会社役員	
15	出口　悦弘	99,780	R7/4/2	奈良県奈良市	法蓮佐保山1－9－17	会社役員	
	この頁の小計	3,909,780					

（その７）

行番号	(7) 寄附の内訳 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	寄附者の区分 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） 都道府県、郡及び市区町村	町又は字以降	1.個人 職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
16	稲澤　博幸	50,000	R7/4/23	奈良県奈良市	登美ヶ丘3－9－6	不動産賃貸管理業	
17	古田　淳一	50,000	R7/5/2	茨城県つくば市	東2－29－23	医師	
18	谷口　和博	50,001	R7/5/23	大阪府豊中市	東豊中町4-22-40	医師	
19	石井　良	500,000	R7/6/20	大阪府大阪市西区	靭本町1丁目10-7　3009号	医師	
20	市森　裕章	30,000	R7/7/3	大阪府吹田市	津雲台5－17－46	医師	
21	村上　太郎	100,000	R7/7/4	奈良県奈良市	西登美ヶ丘6丁目12番35号	弁理士	
22	斎藤　亮彦	100,000	R7/7/5	大阪府吹田市	津雲台1-1-4	会社員	
23	岡本　弘行	50,000	R7/7/6	東京都世田谷区	深沢2－12－11－206	会社員	
24	吉岡　尚孝	30,000	R7/7/10	兵庫県神戸市東灘区	本山南町7－8－30－1204	大学教員	
25	松田　優	100,000	R7/7/12	大阪府大阪市天王寺区	篦ヶ崎町5-38ロイヤルパークス桃坂1113号室	医師	
26	（特）平　将生	225,315	R7/9/3	奈良県奈良市	学園大和町1-82	医師	
27							
28							
29							
30							
	この頁の小計	1,285,316					
	その他の寄附	260,000					
	合計	5,455,096					

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	11,745	0	
(3) 備品・消耗品費	181,926	0	
(4) 事務所費	1,214,436	0	
小計	1,408,107	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	102,280	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	753,720	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	753,720	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	856,000	0	
合計	2,264,107		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	11,745				
	合計	11,745				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	カラーレーザー複合機	57,750	R7/6/7	アスクル株式会社	東京都江東区豊洲3-2-3	
2	事務所用折りたたみテーブル	31,520	R7/6/9	アスクル株式会社	東京都江東区豊洲3-2-3	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	89,270				
	その他の支出	92,656				
	合計	181,926				

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	事務所借料損料（1月分）	79,009	R7/1/6	nex株式会社	東京都港区西新橋2-11-6 ニュー西新橋3F	徴難
2	事務所借料損料（2月分）	83,326	R7/1/31	nex株式会社	東京都港区西新橋2-11-6 ニュー西新橋3F	徴難
3	事務所借料損料（3月分）	50,100	R7/2/4	nex株式会社	東京都港区西新橋2-11-6 ニュー西新橋3F	徴難
4	事務所契約仲介料	16,500	R7/3/1	正木商事株式会社	奈良県奈良市中筋町3-3（Tビル2F）	
5	政治活動キャンセル料	737,790	R7/3/3	オノ・プランニング・オフィス株式会社	大阪府高槻市天神町1-6-24-5F	徴難
6	事務所家賃（4月分）	16,720	R7/3/31	永原　正毅	奈良県奈良市四条大路５の５の１	
7	政治資金監査代	11,000	R7/4/11	野口　泰弘	奈良県奈良市登美ヶ丘一丁目５の１８	
8	事務所家賃（5月分）	16,720	R7/4/30	永原　正毅	奈良県奈良市四条大路５の５の１	
9	事務所家賃（6月分）	16,720	R7/5/27	永原　正毅	奈良県奈良市四条大路５の５の１	
10	事務所家賃（8月分）	16,720	R7/7/28	永原　正毅	奈良県奈良市四条大路５の５の１	
11	事務所家賃（9月分）	16,720	R7/8/29	永原　正毅	奈良県奈良市四条大路５の５の１	
12	事務所家賃（10月分）	16,720	R7/9/30	永原　正毅	奈良県奈良市四条大路５の５の１	
13	仲介手数料	13,200	R7/12/11	紀乃国屋商事株式会社	奈良県奈良市高天町20番地	
14	礼金及び賃料（12月、1月）	41,963	R7/12/11	不動興産株式会社	奈良県奈良市高天町20番地	
15						
	この頁の小計	1,133,208				
	その他の支出	81,228				
	合計	1,214,436				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					大会費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	会議室利用代	47,960	R7/1/21	株式会社ティーケーピー	東京都新宿区市谷八幡町8番地TKP市ヶ谷ビル2F	
2	会議室利用時の備品代	18,700	R7/1/29	株式会社ティーケーピー	東京都新宿区市谷八幡町8番地TKP市ヶ谷ビル2F	
3	会議室利用代	17,600	R7/5/12	和幸株式会社	奈良県奈良市学園北1丁目1番12号	徴難
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	84,260				
	その他の支出	2,670				
	合計	86,930				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	15,350				
	合計	15,350				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
					宣伝広報費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	ホームページ作製料	327,800	R7/1/7	オノ・プランニング・オフィス株式会社	大阪府高槻市天神町1-6-24-5F	
2	ボネクタ初期費用及び年間利用料	191,400	R7/1/7	イチニ株式会社	東京都渋谷区神宮前1丁目11-11 グリーンファンタジアビル7階	徴難
3	Webサポート代（2025年1月分）	11,000	R7/2/20	オノ・プランニング・オフィス株式会社	大阪府高槻市天神町1-6-24-5F	
4	Webサポート代（2025年2月分）	11,000	R7/3/8	オノ・プランニング・オフィス株式会社	大阪府高槻市天神町1-6-24-5F	
5	ビラポスティング業務委託代	52,800	R7/5/22	株式会社STB	奈良県奈良市菅原町387-1 ボヌール菅原町101号	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	594,000				
	その他の支出	0				
	合計	594,000				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
					印刷製本費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	長３封筒作製料	34,980	R7/1/7	オノ・プランニング・オフィス株式会社	大阪府高槻市天神町1-6-24-5F	
2	名刺作製料	41,470	R7/1/7	オノ・プランニング・オフィス株式会社	大阪府高槻市天神町1-6-24-5F	
3	リーフレット作製料	83,270	R7/1/7	オノ・プランニング・オフィス株式会社	大阪府高槻市天神町1-6-24-5F	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	159,720				
	その他の支出	0				
	合計	159,720				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　6月　23日

政治団体の名称　平まさき後援会

会計責任者の氏名　平　　将生

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和８年６月23日

平まさき後援会
代表　平　将生　殿

登録政治資金監査人　野口 泰弘
登　録　番　号　第　590　号
研修修了年月日　平成21年１月16日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、平まさき後援会の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、平まさき後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

平まさき後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、平まさき後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上